

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示書面)

2025 年 8 月 18 日
株式会社うかい

吸収分割に係る事前開示書面

東京都八王子市南浅川町 3426 番地
株式会社うかい
代表取締役社長 紺野 俊也

当社は、2025 年 8 月 7 日付で株式会社箱根ガラスの森リゾート（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うこととしました。

本吸収分割に関し、会社法第 782 条 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）
2025 年 8 月 7 日付で当社と承継会社が締結した吸収分割契約書は、別紙 1 のとおりです。
2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法第 758 条第 4 号ホ、会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）
本吸収分割に際しては、吸収分割契約に従い、承継会社は当社に対して承継対象権利義務に代わる対価として、金 200 百万円を交付する予定です。対価の金額につきましては、承継対象権利義務の吸収分割契約締結時点での価値及び承継対象事業の将来の事業性に関して、両社協議の上、決定したものであり、相当であると判断しております。
3. 吸収分割会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）
該当事項はありません。
4. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はございません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はございません。
5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）
 - (1) 店舗の閉店
当社は、2025 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「東京芝とうふ屋うかい」を 2026 年 3 月 31 日に閉店することを決議いたしました。閉店により 2026 年 3 月期の当社の業績に与える影響は、店舗閉鎖損失として 255 百万円を特別損失に計上することを見込んでいます。
 - (2) 資本金の額の減少
当社は、2025 年 6 月 27 日開催の取締役会において、当社の取締役に対する譲渡制限付株式としての新株発行と同時に、資本金の額 100 百万円を 9 百万円減少して、90 百万円とし、その他資本剰余金に振り替えることを決議いたしました。なお、かかる資本金の額の減少は 2025 年 8 月 5 日に効力が生じております。

(3) アトリエうかい第2工場の建設

当社は、2025年6月16日開催の取締役会において、東京都八王子市に「アトリエうかい」の第2工場を建設することを決議いたしました。当該建設に伴う設備投資額は約18億円を見込んでおります。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 当社の債務の履行の見込み

当社の2025年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は10,901百万円、負債の額は6,132百万円、純資産の額は4,769百万円であり、その後これらの額に重大な変動は生じておりません。本吸収分割により、当社が承継会社に承継する資産の額は325百万円、負債の額は163百万円となる見込みです。

また、本吸収分割の効力発生日までに当社が負担すべき債務の履行の見込みに支障を及ぼすような重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

従って、本吸収分割後の当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

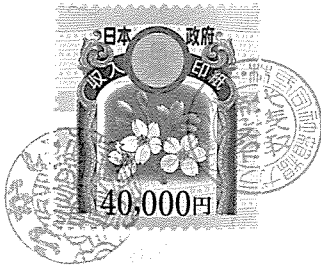
(2) 吸収分割承継会社が承継する債務の履行の見込み

承継会社の最終事業年度の末日の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ163百万円、26百万円であります。本吸収分割によって、承継会社が当社から承継する予定の資産及び負債の額等を考慮し、本吸収分割後における承継会社の資産及び負債の見込み額について検討した結果、本吸収分割の効力発生日までに承継会社が負担すべき債務の履行の見込みに支障を及ぼすような重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

従って、本吸収分割の効力発生日以後の承継会社の資産の額は、負債の額を十分上回る見込みです。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上



吸収分割契約書

株式会社うかい（以下「甲」という）および株式会社箱根ガラスの森リゾート（以下「乙」という）は、甲の文化事業に関して、甲の有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約に基づき、甲が営む文化事業（箱根ガラスの森美術館（営業許可証上の施設名オーベルジュ箱根ガラスの森、以下同じ）の旅館業を含む施設運営、同美術館に関連する商品販売、および同美術館における飲食物の販売・飲食店営業をいい、以下「本件事業」という）にかかる承継対象権利義務（第4条に定義される）を、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ）第2条第29号に定める吸収分割の方法により、乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割当事会社の商号および住所）

本件分割にかかる分割当事会社の商号および住所は以下のとおりである。

（1）吸収分割会社（甲）

商号：株式会社うかい

住所：東京都八王子市南浅川町 3426 番地

（2）吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社箱根ガラスの森リゾート

住所：名古屋市中村区那古野一丁目 43 番 5 号

第3条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2025年10月1日とする（以下「本効力発生日」という）。ただし、分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務）

乙は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載の資産、負債、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という）を本効力発生日付で甲から承継する。

- 前項の規定による甲から乙に対する債務の承継その他義務の引受けは、全て免責的債務引受の方法による。当該承継される債務について、会社法第759条第2項に基づき甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第5条（本件分割の対価）

乙は、本件分割に際して、承継対象権利義務に代わる対価として、甲に対し金2億円を交付する。

第6条（乙の資本金等の額）

乙は、本件分割により資本金および資本準備金は増加させないものとする。

第7条（本件分割の承認）

甲は、会社法 784 条第 2 項の規定により、吸収分割契約につき会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行なうものとする。

2. 乙は、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、吸収分割契約および本件分割に必要な事項につき承認を得るものとする。ただし、分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約の締結日（以下「本契約締結日」という）から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務をもって、各々の業務の執行および財産管理、運営を行ない、承継対象権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、あらかじめ甲乙で協議の上で合意が成立する場合には、当該合意の内容に従って、これを行なうものとする。

第9条（公租公課等の負担）

承継対象権利義務にかかる公租公課および保険料等は、本効力発生日の前日までは甲が、本効力発生日以後は乙が、それぞれ実日数による日割計算により負担する。

第10条（競業禁止義務）

甲は、本効力発生日以後、乙が承継する本件事業について、乙に対して会社法第 21 条に定める競業禁止義務を負わない。

第11条（分割条件の変更、本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間において、天災地変、国際紛争、事故、犯罪、経済情勢の変化その他の事由により、甲または乙の資産状態または経営状態に重大な変更が生じた場合、もしくは本件事業（承継対象の権利を含む）において、その承継または存続が著しく困難と認められる状況が生じた場合、本件分割の履行に重大な支障となる事態が生じた場合、甲および乙は協議のうえ、本件分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第7条に定める甲および乙の適法な機関決定ならびに法令の定める関係官庁の認可、許可、登録、承認等が得られないときは効力を失う。

第13条（管轄裁判所）

本契約に関連して生じる当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

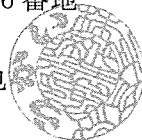
第14条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ各1通を保有する。

2025年8月7日

(甲) 東京都八王子市南浅川町 3426 番地
株式会社うかい
代表取締役社長 紺野 俊也



(乙) 名古屋市中村区那古野一丁目 43 番 5 号
株式会社箱根ガラスの森リゾート
代表取締役社長 谷口 幸雄



別紙 承継対象権利義務明細表

乙は、甲から、別段の合意がされたものを除き、本件事業に関する以下に掲げる資産、負債、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務を承継するものとする。

なお、承継する資産および負債については、2025年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日の終了時点までの増減を加除したうえで確定する。

1. 承継する資産

甲が本件事業のみに関して本効力発生日の前日の終了時点において有する以下の資産

(1) 流動資産

現金（前受金、賞与引当金および退職金給付引当金債務に相当する額に限り、具体的な金額は両当事者間で別途合意する）、棚卸資産、未着商品、前渡金、前払費用（両者協議のうえ承継しないことを決定した前払費用は除く）。ただし、本別紙第3項但書に記載のある、甲から乙に承継されない契約上の地位およびそれに付随する権利義務に関する流動資産を除く。

(2) 固定資産

有形固定資産、無形固定資産、本件事業のみに関する固定資産の一切。ただし、本別紙第3項但書に記載のある、甲から乙に承継されない契約上の地位およびそれに付随する権利義務に関する固定資産を除く。

2. 承継する債務・負債

甲が本件事業のみに関して本効力発生日の前日の終了時点において有する以下の負債

(1) 流動負債

前受金、賞与引当金。

(2) 固定負債

退職給付引当金のみ。

3. 承継する契約上の地位および当該契約に基づく権利義務（雇用契約に関するものを除く）

甲が本件事業のみに関して締結し本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続する売買契約、工事請負契約、取引基本契約、業務委託契約、賃貸借契約、リース契約、ライセンス契約、その他本件事業に関する一切の契約上の地位およびこれらに基づいて発生した一切の権利義務（ただし、当該契約に基づき、上記時点で既に発生している金銭債権および金銭債務は含まれない）。ただし、本件事業と本件事業以外の事業とで共通して締結している契約、法令等の規則により契約締結主体の法人格の変更が認められない契約、契約上の地位移転が当該契約上禁止されており、かつ、本効力発生日までに承諾を得られなかった契約は除く。

4. 承継する雇用契約

本件分割の効力発生の直前時点において本件事業のみに主として従事する甲の従業員との雇用契約

5. 著作物等

甲が本件事業のみに関して本効力発生日の前日の終了時点において保有する商標権（別途、甲乙間で譲渡することを合意した商標権に限る）および箱根ガラスの森美術館に関するウェブサイト、SNS アカウントおよび同美術館に関する一切の著作物（写真、絵画、動画、広告宣伝物、ドキュメント等であって媒体を問わない）。

6. 許認可

本件事業のみに関する許可、認可、承認、登録および届出等のうち、法令上承継可能なもの

7. その他

承継対象権利義務のうち、法令その他の規制または当局等の要請により承継が困難となるもの、および甲乙の合意により本件分割によっては承継しないと定めたものは、承継対象権利義務から除外する。

以上

事業報告書

第 1 期

自 2024年8月 8日

至 2025年3月31日

事業報告書

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

注 記 表

株式会社箱根ガラスの森リゾート

事業報告

(2024年8月8日から2025年3月31日まで)

I. 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度（2024年8月8日～2025年3月31日）におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しやインバウンド需要の回復、設備投資の再開などを背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、エネルギー価格の高止まり、円安の進行、海外経済の減速、地政学的リスクの継続など、先行き不透明な状況も依然として続いています。

当社が神奈川県足柄下郡箱根町に保有する箱根ガラスの森美術館においては、2024年7月19日から2025年1月13日まで2024年度 特別企画展「香りの装い～香水瓶をめぐる軌跡～」を開催し、これらの作品展・企画展を柱に様々な企画を実施し、インバウンド需要の拡大も影響し来館者数は伸長しました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高 99,419 千円、営業利益 11,278 千円、経常利益 11,312 千円、当期純利益 7,366 千円となりました。

2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

自己資金にて運営しております。

3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区分	第1期 (当事業年度)
売上高（千円）	99,419
当期純利益 又は当期純損失(△)（千円）	7,366
一株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)（円）	2,833.30
純資産（千円）	137,366

(注) △印は債務超過分を表示しております。

4. 対処すべき課題

- ①観光業では慢性的な人手不足となっており、待遇面を見直し人材確保に努めます。
- ②開館から29年が経過し、定期的なメンテナンスの実施により施設維持に努めます。
- ③インターネットを活用した集客力の向上と、滞在時間の拡大による収益力の向上を図ります。

5. 主要な事業内容

不動産の賃貸及び管理

6. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

1. 主要な営業所及び工場

本社	名古屋市 中村区
貸借地	神奈川県 足柄下郡

2. 使用人の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
0名	-	-

7. 重要な親会社及び子会社の状況

当社の親会社は、議決権を 100%保有しておりますダイコク電機株式会社であります。
また、当社役員 2 名が同社の役員（執行役員を含む）を兼任しております。なお、子会社はありません。

II. 株式に関する事項

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ① 会社が発行する株式の総数 | 16,000 株 |
| ② 発行済株式総数 | 2,600 株 |
| ③ 株主数 | 1 名 |
| ④ 大株主 | ダイコク電機株式会社
出資比率 100% |

III. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2025 年 3 月 31 日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
谷口 幸雄	代表取締役社長	ダイコク電機株式会社 経営戦略部 事業開発室
栢森 雅勝	取締役	ダイコク電機株式会社 代表取締役社長 ダイコク電機コミュニケーション PLUS 株式会社 取締役 DAXEL株式会社 取締役 元気株式会社 取締役 株式会社グローバルワイズ 取締役

		西本産業株式会社 取締役 株式会社L I L I U M 取締役 株式会社ログオンシステム 取締役
田村 拓也	取締役	ダイコク電機株式会社 法務室 室長 株式会社グローバルワイズ 取締役 株式会社ログオンシステム 取締役
尾関 貴夫	取締役	ダイコク電機株式会社 上席執行役員 ダイコク電機株式会社 経営企画室 室長 元気株式会社 取締役 株式会社グローバルワイズ 取締役 西本産業株式会社 取締役 株式会社ログオンシステム 取締役
西尾 光生	監査役	ダイコク電機株式会社 常勤監査役 ダイコク電機コミュニケーション PLUS 株式会社 監査役 アロフト株式会社 監査役 DAXEL株式会社 監査役 元気株式会社 監査役 株式会社グローバルワイズ 監査役 株式会社ライリィ 監査役 西本産業株式会社 監査役 株式会社L I L I U M 監査役 株式会社ログオンシステム 監査役

2. 取締役、会計参与、監査役または執行役ごとの報酬等の総額

(当事業年度に係る役員の報酬等の総額)

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	1 人	1,620,000 円	

事業報告に係る附属明細書

第1期（2024年8月8日から2025年3月31日まで）

記

当期において、会社法施行規則第 128 条に定める事項について該当すべき事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
《 資 産 の 部 》		《 負 債 の 部 》	
流 動 資 産	163,210	流 動 負 債	26,439
現 金 及 び 預 金	140,617	未 払 金	20,034
売 掛 金	22	未 払 費 用	736
		未 払 法 人 税 等	4,346
固 定 資 産	595	未 払 消 費 税 等	1,321
(投資その他の資産)	595		
長期繰延税金資産	595	負 債 合 計	26,439
		《 純 資 産 の 部 》	
		株 主 資 本	137,366
		資 本 金	65,000
		資 本 準 備 金	65,000
		利 益 剰 余 金	7,366
		その他利益剰余金	7,366
		繰越利益剰余金	7,366
		純 資 産 合 計	137,366
資 産 合 計	163,805	負 債 純 資 産 合 計	163,805

損 益 計 算 書

(2024年8月 8日から
2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		99,419
売 上 原 価		84,506
売 上 総 利 益		14,912
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,634
営 業 利 益		11,278
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	33	33
経 常 利 益		11,312
税 引 前 当 期 利 益		11,312
法人税、住民税及び事業税	4,541	
法 人 税 等 調 整 額	△595	3,946
当 期 純 利 益		7,366

株主資本等変動計算書

〔 2024年8月 8日から
2025年3月31日まで 〕

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
2024 年 3 月 1 日残高	0	0	0	0	0	0	0
事業年度中の変動額							
新株の発行	65,000	65,000	65,000			130,000	130,000
当期純利益 又は当期純損失(△)	—	—	—	7,366	7,366	7,366	7,366
事業年度中の変動額合計	—	—	—	7,366	7,366	137,366	137,366
2025 年 3 月 31 日残高	65,000	65,000	65,000	7,366	7,366	137,366	137,366

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務	20,642千円
--------	----------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上原価	84,506千円
------	----------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の数

普通株式	2,600株
------	--------

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税及び役員報酬に係る未払費用の否認等であります。

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会期処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っています。

(3) 決算日後における法人税等の税率の変更

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることとなり

ました。

これに伴い当社において、2027 年 3 月 1 日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は 34.40%から 35.30%に変更されます。この法定実効税率の変更に伴う影響は軽微です。

6. 1 株当たり情報に関する注記

1 株あたり純資産額	52,833円30銭
1 株あたり当期純利益	2,833円30銭

監 査 報 告 書

私、監査役は、2024年8月8日から2025年3月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私、監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年5月20日

株式会社箱根ガラスの森リゾート

監査役 西尾 光生

